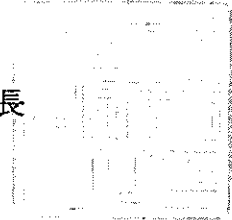




健 発 0725 第 3 号
平成 30 年 7 月 25 日

文部科学省大臣官房長 殿

厚生労働省健康局長



「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について（通知）

「健康増進法の一部を改正する法律」（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）については、本日公布されたところである。

改正法の趣旨及び主な内容については、都道府県知事、政令市市長及び特別区区長宛て通知（別添）のとおりであるので、貴府省庁におかれても、これらの内容について十分御了知いただくとともに、所管の独立行政法人、関係事業者等に改正法の内容等の周知徹底をお願いする。

なお、学校等における受動喫煙対策については、既に貴省において「学校等における受動喫煙防止対策及び喫煙防止教育の推進について（通知）」（平成 22 年 3 月 12 日付け 21 ス学健第 33 号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、同省スポーツ・青少年局企画・体育課長、同局学校健康教育課長及び文化庁文化部芸術文化課長連名通知）等において周知していただいているところであり、受動喫煙対策が一定程度進んでいると承知している。改正法では、学校の敷地内に特定屋外喫煙場所を設置できることとしているものの、あくまで原則は「敷地内禁煙」であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものである。今後も、法改正の趣旨を踏まえつつ、学校等における受動喫煙対策がより一層図られるようお願いする。